

日本医科大学血液内科同門会会則

第一章 総 則

第一条 本会は日本医科大学血液内科同門会と称する。

第二条 事務局を東京都文京区千駄木 1－1－5
日本医科大学付属病院血液内科内におく。

第二章 目的ならびに事業

第三条 会員相互の親睦をはかり学術研鑽に務め日本医科大学血液内科の向上発展に寄与することを目的とする。

第三章 会 員

第四条 会員は日本医科大学血液内科に在籍した者、並びに現に在籍する者、同門会が会員と認めた者とする。

第四章 役 員

第五条 次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副 会 長 2 名

(3) 幹 事 3 名

第六条 会長は会員の中から総会に於いて選出し、本会を代表し会務を総理する。

第七条 副会長は現職教授 1 名、同門会会員を 1 名として、人選は会長に一任し会長を補佐する。

第八条 幹事は現医局長 1 名、同門会会員を 2 名として、人選は会長に一任し会長を補佐する。

第九条 血液内科大学院教授退職者、または本会の設立運営に多大な功績のあった会長経験者を名誉会長とする。

第十条 名誉会長は 70 歳以上の者とする。

第五章 会 議・会 誌

第十一条 会議は総会および（常任）役員会とする。

- 第十二条
1. 定期総会は原則として隔年 1 回開催する。
 2. 定期総会は委任状を含めて会員の 1/2 以上の出席をもって成立する。
 3. 役員会は必要に応じて会長によって召集される。
 4. 定期的に同門会誌を発刊する。

第十三条 次の事項は総会の承認を得なければならない。

1. 決算に関する事項
2. 会則の改正に関する事項
3. その他、役員会で必要と認めた事項

第六章 同門会支部

第十四条 本会に同門会支部を置く。

附 則 この会則は、令和 7 年 7 月 5 日より施行する。